

日東航空整備の不当解雇事件

「JAL 大西賢会長をはじめとした証人全員採用」を求める要請

日本航空の航空機整備の体制を構築する上で、日東整も整備グループ会社への統合の対象とするのが、事業運営上は合理的な判断であり、日本航空内の会議でも当初は残すことが検討されていました。しかし、最終的には、JALエンジニアリングへ業務を移して、日東整を切り捨てました。

日本航空が、日東整の労働組合を嫌悪して事業終了・解散に追い込んだのは明らかです。それは、日本航空が行なってきた不当労働行為に対する数多くの労働委員会命令や原告が証拠として提出した書類（JAL・JAS統合過程において日本航空が航空連加盟の労働組合とその活動家に対する嫌悪が明らかな社内文書）によっても裏付けることができます。

このような不当労働行為が許されたのでは労働者の生活や権利は守られません。

原告から6名の証人採用を申請しており、そのうちの1名は日航の現在の大西賢会長で、日東整を日航の整備グループから外すことを決めた当時の整備の責任者です。他には、日東整労組で長い間書記長を務めた野口幸博氏、会社の不当労働行為文書の入手について坂井雄二氏、JALECとの関係などを日本航空ユニオンの藤枝稔直委員長、そして原告の泉聖二氏と佐藤二郎氏になります。

日本航空が行った不当労働行為を明らかにするためにも、大西賢会長をはじめとした証人の全員採用が必要です。

日本航空は裁判の中で、日東整が整備していた機種が退役することで「被告日東整との間の委託終了は不可避であったといえる。」と主張していますが、そのようなことはありません。

日東整の労働者をそのまま JALEC へ移せば問題なかったにもかかわらず、日本航空が日東整労組と労働者を排除するため、意図的に日東整の会社をつぶしたのです。

貴裁判所におかれましては、業務委託終了、同業務の他社への委託といった形式論に惑わされることなく真実を解明していただくため、原告側の申請する証人全員を採用していただきたく、ここに要請いたします。

氏名	住所

日東整不当解雇撤回争議対策会議

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL. 03-3742-3251